

論 説

婚姻規制と規範の逸脱 ——四川農村の事例から——

蕭 紅 燕

1. 問題提起
2. 同姓不婚
3. イトコ婚
4. 異なる世代ランクの異姓との結婚
5. 交換婚

1. 問題提起

どの社会にとっても婚姻規制は重要な問題である。そしてほとんどの社会ではインセスト、つまり兄弟姉妹間・親子間の性行為や結婚は禁止される。なぜインセスト・タブーが存在するのか。「マリノフスキイにあっては、家族員どうしの婚姻は親族上の地位を錯綜させてしまい、子どもの社会化という家族の負っている義務が遂行できなくなるから」と解釈する。だが、レヴィ=ストロースはもっと説得的な説明を与える。家族内での婚姻の禁止はとりもなおさず他者へ女性を譲渡することで、その代償として他者から女性を得る権利が生じ、ここに女性の交換にもとづいた連帶関係が作りだされると説くのである。これよりして婚姻は社会関係を新たに創出し、かつ関係の網の目を広げる契機となる。」[山路勝彦 1988:112]

筆者としては、マリノフスキイの説明はインセスト・タブーによる目に見える結果についてなされるのであって、レヴィ=ストロースの解釈はむしろ、目に見えない、基本的な社会構造の本質発見につながり、問題の核心に迫るもの

であるというふうにとらえたほうがよいと思う。

ところで、漢人社会の婚姻規制にもさまざまな内容があり、しかも各時代によってそれぞれ変化を見せており。陳鵬の研究によれば、主な婚姻規制はつぎのとおりである。

- 1) 同姓不婚。
 - 2) 「親属不婚」(親族どうしは結婚してはならない)。これはさらに細分化できる。
 - a. 「宗親妻妾不婚」(宗族を同じくする者の妻・妾と結婚してはならない)。
 - b. 「母党不婚」(母と宗族を同じくする者と結婚してはならない)。
 - c. 「中表不婚」。中表の間柄(父の姉妹関係・母方の関係の親族)にある者と結婚してはならない。
 - d. 「外姻尊卑不婚」(世代ランクの異なる他姓と結婚してはならない)。
 - e. 「同母異父之姉妹及其他不婚」(同母異父の姉妹その他の者と結婚してはならない)。
 - 3) 「有妻不婚」(妻のいる者は結婚してはならない)。
 - 4) 「良賤不婚」(社会階級の異なる者と結婚してはならない) [陳鵬1990:5]。
- ここでは、ひとまず現在でも濃厚に残っている1)同姓不婚、2)「親属不婚」の諸慣行について主として検討し、さらにこれらの婚姻規制と関連する民間でおこなわれる交換婚慣行についても、具体例をふまえつつ触れていくたいと思う。

2. 同姓不婚

「父系制・母系制に連動する重要な婚姻規制としてエクソガミーがある。…エクソガミーは、父系(母系)の範疇を前提として、自己と同じ父系(母系)の成員を配偶者としない、という婚姻規制である。したがって、父系制も母系制もないような社会(たとえば日本)ではありえない婚姻規制である。中国や朝鮮・韓国の「同姓不婚」はまさにエクソガミーの規制にあたるわけである。これらの社会では、姓が父系制によって継承されるため、同姓不婚という表現になる。」[中根千枝 1987:81]

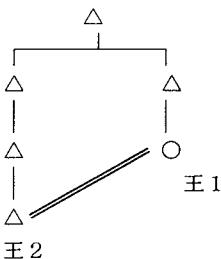
また、「宗族関係から生ずる最も直接的かつ基本的な法律的効果は、同宗の男女は婚姻を結ぶことができず、異宗の男子を正式の養子とすることができない」ということ、いわゆる同姓不婚、異姓不養の原則である。…同姓不婚とは、…即ち実質的にいえば、同一の始祖から男系の血を受けた者の間の通婚を忌むという原理であった。同姓という形式と同祖という実質との間に一致があったのである。…唐律はじめ歴代の法律は、同姓という形式自体によって通婚を禁じていた。

…しかし世の実情としては、同姓男女の婚姻も史上にその例少なからず、また近時の慣習としても、往々これを見るという報告がかなり広汎に各地から寄せられている。法の運用に当る当局もかような現実を黙認して強いてとがめてをしないのが実状であった。しかし世間に往々見られる同姓婚はあくまでも同姓不同宗の場合であり、いやしくも同宗、すなわち如何に遠い祖先にせよ共同の祖先から分かれたことを意識している間柄においては、立法をまつまでもなく民衆自身の意識として、通婚の禁忌は絶対的といってよいまでに堅く守られていた。」〔滋賀秀三 1967：28-30〕。

法学者滋賀秀三氏が述べられた以上のような同姓不婚の基本は、長江上流域の四川においても長い間守られ、いまでも基本的には変わっていない。「同姓不同宗」の場合の結婚事例は民国期にはあったかどうか定かではないが、解放後は、豊県のような町では、同姓男女の結婚がたまにあり、ある程度もはや黙認されるようになった。しかし、県城から農村社会へ一歩足を踏みいれると、同姓不婚の婚姻タブーはじめ、伝統的な慣わしがいまだに根強く残っている。豊県県城から7キロ離れたところに位置する本調査地の村落も例外ではない¹⁾。

調査地で同姓不婚の事例の有無について、村人にきいた。その答えとして、この村では、たとえ同姓不同宗の場合でも、同姓婚は絶対いやだという否定的態度を示している。どのような同姓婚があるのか、いくつかの婚姻形態についてコメントを試みよう。

事例 1) 同姓結婚の場合



漢人社会の場合、同姓不婚が大原則とされる。しかし、実際の社会では、同姓結婚の事例もときおりみられている。

この事例では、王1と王2は同姓で、「字派」(世代名)も同じである。王1の祖父はまた、王2の曾祖父でもある。つまり、王1は王2の「娘」(父方おば)にあたる。この事例の同姓結婚を、地元では「侄兒找娘結婚」(おいが父方おばと夫婦になる)という。

事例 2) 陳小蘭と陳姓青年の縁談

さらに、調査地で聞いた陳小蘭の縁談が、同姓不婚に対する彼らの気持ちがもっとも端的に反映されたものと考える。

陳小蘭。女。当時は25歳。馮村3組出身。1994年から、父親の知人の世話で近隣村朱家嘴に住む陳姓の青年とつきあうようになった。1980年、新たに改定された『婚姻法』の規定によると、女性の法定最低年齢が20歳とされる²⁾。しかし、村落の若い女性たちはたいがい17, 8になると、両親はもう適當な相手を物色し始め、そして、多くの場合は20歳になるやいなや、さっさと嫁がせてしまう。村落社会のこのような慣習を不本意ながら破った小蘭に対して、村人たちちは「あの子はもういきおくれたのだ」とささやきはじめていた。そこで、お見合いを何度も重ねていくうちに、1994年春から、父親の知人の世話で近隣村朱家嘴に住む陳姓の青年とつきあうようになった。

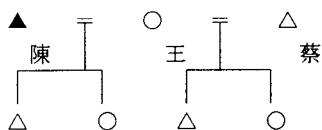
「お二人はいっしょになったら、同姓婚じゃないの。」と、筆者は冗談半分に彼女に聞いたことがある。ところが、彼女はまじめに応じてくれた。「いや、

そんなことはない。自分の父はもともと敖姓で、子どものころ、『抱給陳家』（陳姓の養子になった）ということで、いまは陳姓を名乗っているわけ。だから、私たちは本当は陳姓じゃなくて、敖姓なのよ。』

「だけど、同姓不同宗なら、別に同じ陳姓でもいいじゃないの。」と反問すると、彼女は「本当に同姓だったら、はじめからつきあいやしないわ。」ときっぱりと言った。

のちに村人から聞いたところによると、彼女は未来の婿さんになるかもしれぬその陳姓の青年の実家へ遊びに行くとき、いつも戸籍名のかわりに、敖小蘭で通したという。おそらくこの青年と結婚までこぎつけたとすれば、嫁ぎ先でも敖姓を名乗るつもりであろう。この話は、農作業をしながらときおり雑談を楽しむ集落の女性たちの間でも、知れ渡っていたようである。彼女たちに聞くと、たとえ同姓不同宗であっても、やはり同姓婚は好まれず、そのような例は聞いたことがないとのことである。したがって、陳姓青年と結婚すれば、それをきっかけにもとの敖姓にもどるものだという小蘭の気持ちにうなづけた。

事例3) 同母異父の子どもたちは結婚できない(▲印は亡くなった者を示す)。



この事例においては、王の最初の夫は陳姓であり、夫の死後、蔡姓の男性と再婚した。したがって、前夫陳との子どもや再婚した蔡との間の子どもどうしは、母親が同じで父親が違うハーフ・シブリングになるわけである。地元では、これを「同地不同天」と表現し、その子どもたちは結婚できないとされる。

逆に、父親が同じで母親が違う場合は、地元では「同天不同地」という。同父異母なため、父系制社会の中国では、同姓不婚もしかりだが、「親血親開親」というようなことは絶対ありえない。

また豊県においては、陳姓と蔡姓は結婚できないという規制がある。陳と蔡の両姓間の婚姻規制がはじまったのはすでに百年以上も前のことである。昔、

陳姓の家へ、ある嫁が嫁いできた。そして、夫の死後、その嫁は蔡姓の家に「下堂」(再婚し)た。のちにその嫁が蔡家で生んだ子どもは、前夫陳との間の子どもとの結婚は厳しく規制されたのである。その婚姻規制は現在もなお生きている。

このような事例は他地域でもよく耳にする話である。ほかに、戦乱などから逃れるため、あるいは何らかの事情で本来の姓を棄て、他姓を名乗るようになったといった話は他地域でもよくある。もとを溯っていくと、名乗られる他姓との間に、同じ先祖にたどりができるというので、「同姓不婚」という原則にのっとり、両姓の男女の結婚が規制されるわけである。

事例4) 同姓不同宗ないし同姓同宗の結婚への提案

中国の人口抑制政策は、1970年代後半から子どもは2人まで、そして、80年代に入ると、少数民族や自然条件の不利な一部の農村を除き、1子しか認めぬ産児制限を提唱するようになった³⁾。このことは父系制の中国社会にどのような影響をおよぼしたのか。

女の子しか生まれてこない場合には、その父系の系譜がそこではつりと途切れ、「絶房」(跡継ぎがなくなってしまう)という極めて現実的な問題が存在する。父系の血縁を継ぐ子孫の有無をもっとも大事にする農民は、何としても男子を残そうと、さまざまな対策を練り、敢えて罰金を受けてまで、第2子、そして第3子を生もうとしている。

民国期では、息子がいない場合の救済手段として、その家が「絶房」(系譜関係が跡絶えてしまう)にならぬよう、「招婿」(婿をとること)や同宗の嗣子を立てるという慣習があった。

ところが最近では、そのような家の娘が成人して適齢期にさしかかると、結婚相手として同姓の青年をみつけさせてはどうかという提案も出てきた。もちろん、意中の人をみつけるには、同姓不同宗を前提条件としなければならない。しかし、同姓同宗の場合でも、どうしてもというなら、「五服」(4親等以上の間柄)ならば、結婚しても差し支えないのではという見解である。こうすれば、娘しかいない家の姓がそのまま残るし、同宗なら、父系親族の系譜が途切れる

ことなく継承されてゆく。同姓不同宗にせよ、父系の血縁関係が同姓の系譜のなかで、脈々と受け継がれていくことができるという救済手段である。しかし、農村の人々にとっては、同姓どころか、同姓不同宗の男女の結婚でさえ、受け入れられないのが実状である。

民国期の中国各地の農村において、同姓不同宗の婚姻に関する報告がときどき見られており、各時代の政府も場合によっては、このような民間の慣習を黙認していた。それほど珍しいものではなかったのである。それなのに、四川東部に位置する豊都県の農村では、なぜこれほどまでに同姓男女の結婚が忌み嫌われるのか。明末清初期、数百年にわたって継続的におこなわれた四川への移住という特筆すべき移住民の歴史と、何らかの相関関係があるのでないかと思われる。

1663年頃の豊県における全人口がわずか400余人という記録が、馮村隆姓宗族の古文書に残っている〔拙稿 1995：90-123〕。このわずか400余人も湖広からの移住民がおそらく十中八九であろう。豊県への移住民のほとんどが湖北孝感郷麻城という地域に集中している事実に鑑みて、同姓なら、同じ祖先にたどれる可能性が大きい。現在、馮村に居住する隆姓は早くも明代洪武2年（1369）に、湖北孝感郷麻城高崗堰というところから豊都県に移り住み、定住して630年めを迎えた。長い年月が過ぎ、20数世代の子孫が生きながらえてきた。その移住過程において、同じ豊県内においても再移住がしそっちゅう繰り返され、宗族が次第に分節され分散していく。同じ隆姓でも、再移住のため、宗族の分節ごとに途中から世代名が違つたりすることもしばしば見られる。そのうちに湖廣から四川への始遷祖の名前でさえ忘れ去られたり、今までの宗族成員の系譜関係が判明できなくなってしまうことも決して珍しことではない。しかしながら、同姓の遠い祖先をさかのぼれば、同じ祖先にたどりつく確率がよそに比べて非常に大きい。そのせいか、彼らは同姓不同宗の男女の婚姻を非常に嫌がるのである。

3. イトコ婚

現代中国の婚姻規制は、『中華人民共和国婚姻法』(1980) 第2章「結婚」第6条によると、つぎのように規定されている。

第6条 以下に掲げる事情の一つに該当する場合は、結婚を禁止する。

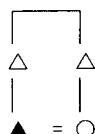
1) 直系血族、または3代〔4親等〕以内の傍系血族。

「直系血族とは、直接の血縁関係をもつ親族、すなわち本人を出産し、本人が出産する上下各世代の親族をいう。例えば、父母、祖父母、外父母と子女、孫、外孫の間は直系血族に属する。傍系血族は、非直系血族をいい、血縁上本人と同一の源から出る親族。例えば、同胞兄弟姉妹、堂兄弟姉妹、表兄弟姉妹、叔伯姑姉舅、侄(女)外甥(女)、侄孫(女)、外甥孫(女)など。3代以内の傍系血族は、父母を同じくする兄弟姉妹の間(同父異母・同母異父の兄弟姉妹の間を含む)、祖父母を同じくする同兄弟姉妹又は姑表兄弟姉妹の間、外祖父母を同じくする姨表または舅表兄弟姉妹の間、及び異なる代の叔・伯・姑・姨・舅と侄(女)、甥(女)の間を含む。中国では、その(結婚規制の)本質は中表婚〔表兄弟と表姉妹間の婚姻〕の禁止である。」[陳明侠1991:73-74]。

ここでいう直系血族、すなわち直系親族および3世代(4親等)以内の傍系親族を図1、さらに中表婚の範囲を図2で示した。『現代漢語辞典』によれば、中表とは、祖父・父の姉妹の子女との間で結ばれる親戚関係、あるいは祖母・母の兄弟姉妹の子女との間で結ばれる親戚関係を意味する。

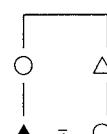
新たな婚姻法にもとづき、直系親族および3世代(4親等)以内の傍系親族との婚姻が、近親婚として禁止されている。しかし、村落社会の実状はどうなのか、近親婚の慣習を考察してみよう。(▲はegoを示す)

a.



父方平行イトコ

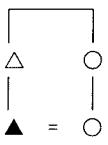
b. 「姑表親」「姑嬢婆々」



母方交差イトコ

(patrilineal parallel cousin) (matrilineal cross-cousin)

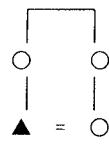
c. 「舅表親」「舅姫婆々」



父方交差イトコ

(patrilineal cross-cousin)

d. 「姨表親」「姪姫婆々」



母方交差イトコ

(matrilateral parallel cousin)

a から d までは、イトコ婚の婚姻形態である。婚姻法では、その婚姻の禁止が明文化されている。しかし、農村の実社会においては、地域的慣習の相違が若干みられるにせよ、a を除いて、b, c, d のイトコ婚は珍しいものではなく、地域によっては、とくに好まれる傾向があるのも事実である。

しかし、「多くの未開社会で平行イトコ婚は避けられるのに対し、交叉イトコは許容され、また好まれる（優先される）傾向がある」[高橋統一 1987: 41]とされている。

費孝通は揚子江下流域、江蘇省吳県震澤鎮閔弦弓村の村落で、母方交叉イトコ婚と父方交叉イトコ婚について、イトコ婚の社会的機能やその存在意味を分析した。嫁姑の不和、若い嫁の置かれた環境が、嫁いでくる嫁が新たな家庭で夫の家族と仲むつまじくつきあうことを困難にした。そのため、「表親聯婚」（イトコ婚）が問題解決の方法の一つとして用いられた。

費孝通の報告によると、その村では母方交叉イトコ婚は「登山型」イトコ婚といわれ、父親の姉妹の息子に嫁いだ娘のことを「上山丫頭」といい、娘からすれば山を登ることをあらわし、したがって家族の繁栄を将来することを意味していた。反対に母親の兄弟の息子に嫁いだ娘は「回鄉丫頭」とよばれ、「復帰型」イトコ婚である。これは母の実家に少女が帰ることを意味し、家族の衰亡の徵候といわれ、避けられている[Fei, 1939:]。「慣習上、イトコの通婚一般が忌まれるということはない。ただ、地方によって、兄弟の息子と姉妹の娘の通婚は、骨血倒流・骨肉還郷などと称してこれを忌むという風習がある」[滋賀秀三 1967: 47]。

さらに、費孝通は「登山型」と「復帰型」イトコ婚の本質について、極めて興味深い分析をした。つぎ1)で示したように、「甲家の娘を乙家に嫁がせ、乙

家の息子嫁となるが、次の代になると、この過程をくりかえす。このような婚姻形態を登山型イトコ婚という。復帰型イトコ婚の場合、つぎの代では反対方向へ娘が嫁ぐ。

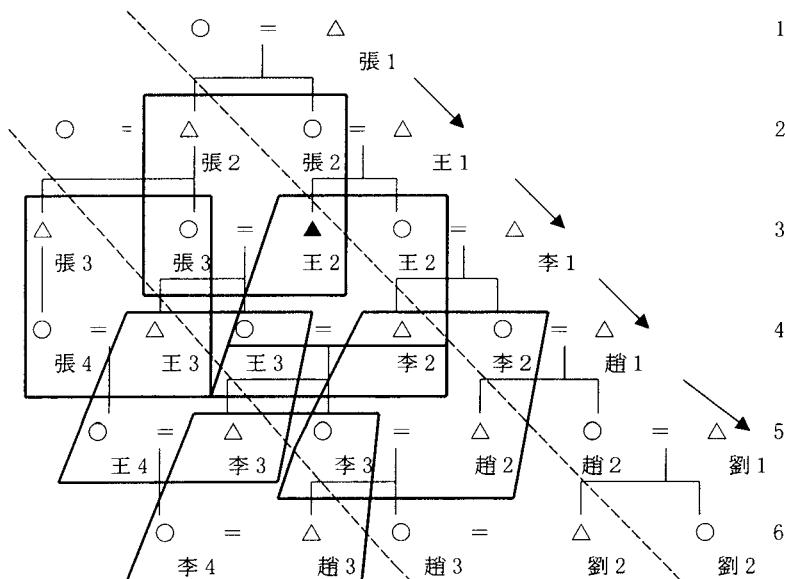
さらに、嫁ぎ先での嫁姑関係をみれば、1)の場合、娘は父親の姉妹の息子嫁となる。娘にとって姑が娘の父親の家から来た者で、父親とは非常に親しい関係にある。これに対して、2)においては、娘は母親の兄弟の妻の息子嫁となる。

その兄弟の妻はかつて「婆婆」(姑)にいじめられた経験があるが、その姑がまさに娘の母親の母親である。そもそも母親というのは嫁いだ娘との間にずっと親密な関係が保たれ、このような間柄は往々にしてその息子嫁に嫌われがちななものである。したがって、このような場合はよりによって娘がその母親の兄弟の妻の息子嫁に来たもので、その姑にとって、ちょうどあだ討ちする対象となるわけである」[費孝通 1997: 45-46]。

1) 「上山」(登山型イトコ婚) (▲印はegoを示す)

母方交叉イトコ婚

世代



さて、筆者はイトコ婚をよりよく検討するため、費孝通のいうこの二種類の婚姻形態を図式化してみた。結婚相手がわかりやすいように、姉妹の結婚相手を張・王・李・趙・劉の姓氏順にならべておいた。

図1)の母方交叉イトコ婚においては、はじめは娘張2を王1へ嫁として与え、つぎの代では、兄弟張2の娘張3が王1の息子王2と結婚し、この場合は母方交叉イトコ婚である。さらに三代めになると、兄弟張3の娘張4を王2の息子王3に嫁がせ、これも母方交叉イトコ婚である。これが費孝通の指摘する「甲家が二代にわたって同じ乙家へ嫁を与えるので、登山型といわれる」例である。

このように、母方交叉イトコ婚により、張家から王家への嫁の提供は二代にわたっていちおう終了する。一方、王家から李家へむかって、嫁の提供がはじまり、これも二代で終了する。さらに李家から趙家へと新たな縁組みがはじまる、といったような具合に、娘を嫁として他姓のもとへ送りつづけていくのである。

しかし、この場合は嫁を次々と他姓へ与えるだけであり、一方的な女性の交換といえよう。いわゆる二つの集団間でおこなう女性の限定交換、あるいは三つの集団間でおこなう一般交換のどちらでもない。張家の娘をたとえ二世代にわたって同じ王家へ嫁がせても、一方では娘の父親の姉にとっては、その嫁ぎ先は理論的には王家や李家でなくてもよいわけで、もっともふさわしいと思われる結婚相手を、他姓から選ぶことができる。

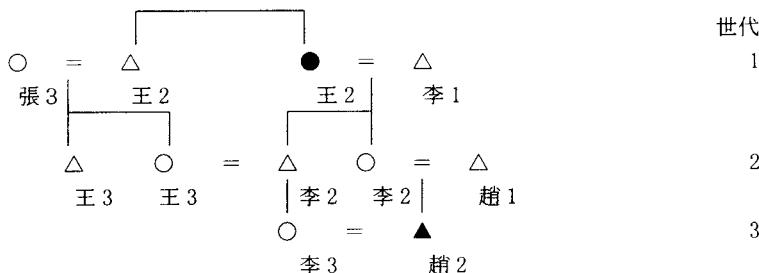
図1)では、母方交叉イトコ婚として成立可能の縁組み6組を太い実線で示した。ほかに、とりわけ注目したいのは、兄弟趙2とその妻なる人李3との関係である。系譜関係をさかのぼっていくと、趙2の「外祖母」(母方祖母)である王2が若いとき、李1と結婚した。この王2はのちに自分の「外孫」趙2の妻になる女性、李3の「祖母」(父方祖母)もある。これはどういうことかといえば、つまり、母方交叉イトコ婚においては、外祖母の婚姻がきっかけで異姓との新たな姻戚連帶が結ばれ、そして孫の代になると、「孫女」(孫娘)がまた「外孫」(娘の息子)と結婚する。兄弟王2とその妻張3との関係も同じように類推できる。

つまり、ここで言いたいのは、レヴィ=ストロースが指摘する限定交換、あるいは一般交換にみられるような固定的な集団間の安定した、互恵的な絆が保

たれるという社会構造とは異なる点である。別の言い方をすれば、図1)に示した母方交叉イトコ婚の理念型にみられるように、限定交換や一般交換をおこなう社会とは、明らかに違う構造原理が機能しているように思われる。それはたしかに表面的には女性の一方的な交換により、異姓間との新たな婚姻連帯が次々と生み出され、娘の嫁ぎ先を能動的に自由選択でき、気に入った異姓と新たな婚姻連帯を結び、親族の連帯につねに新鮮な息吹を吹き込むことが可能である。おそらくこの母方交叉イトコ婚にこのような可能性が含まれているからこそ、村人は「登山型」と名づけて、奨励したのであろう。

しかし、娘の結婚相手の決定にとどまらず、婚姻を女性の交換という角度にしほってみれば、母方交叉イトコ婚という婚姻形態では、女性の嫁ぎ先によって、その兄弟の婚姻の対象までが、異姓のどの家の者になるか、連動的に決定されてしまうのである。

つまり、姉妹の結婚相手の決定が、兄弟の縁談には直接的に関係ないかもしれないが、しかし、たとえば、兄弟趙2、李2、王2、張2たちにとって、外祖母の結婚が自分の婚姻相手選択のきっかけになりうるといえよう。母方交叉イトコ婚では、このように、3世代にわたって女性の交換をしているのであって、異姓間に互恵的な絆が存在している。決して女性の一方的な交換ではないのがわかる。その関係を図1)から抽出すると、下記の図になる。このような過程が世代ごとに繰り返されていくと、図1)のように複雑に入り交じった「親戚」関係の展開になるのである。

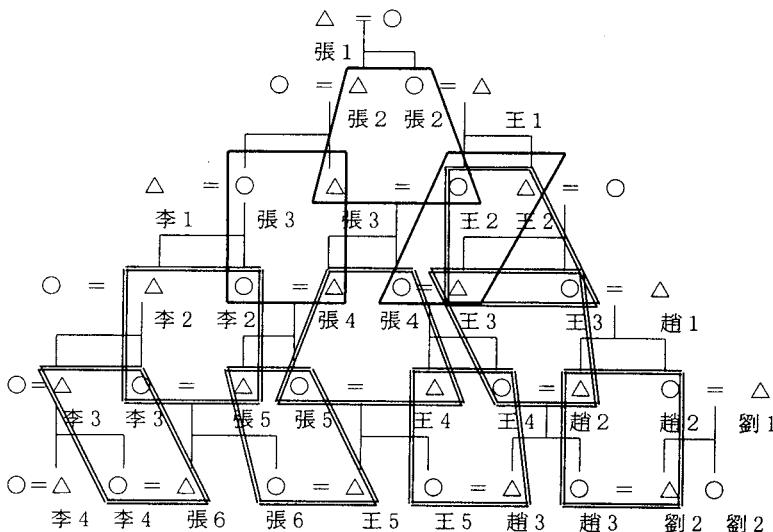


つぎは図2)を考察してみよう。

2) 「回郷」(復帰型イトコ婚) (▲印はegoを示し、太い実線は父方交叉イトコ

婚、太い二重実線は母方交叉イトコ婚を示す)。

父方交叉イトコ婚



このように、父方交叉イトコ婚の場合は、嫁のやりとりが母方交叉イトコよりももっと複雑のようである。ここでいちおうその理念型を図で示した。太い実線で囲まれた部分は父方イトコ婚の事例であって、二重実線は母方交叉イトコである。ここにみられる嫁のやりとりは図1)のように、一方的なものではないことはすぐにわかる。たとえば、張家の娘張2が王1へ嫁いだが、つぎの代になると、娘王1は張3の嫁になる。さらに三世代では、娘張4は再び王家の王3に嫁ぐ。

これはどういうことかといふと、つまり、「単なる経済的観点からみると、父方イトコのほうが、義務の遂行における両家のバランスにとってより有利なはずである。」[費孝通 1987: 45-46] ただし、上述のように、父方交叉イトコの場合、嫁姑関係がたいへん難しいので、「母方交叉イトコと父方交叉イトコのどちらを好むかは、おそらく経済的要因よりも、心理的な要因が機能しているようである。」[費孝通 1987: 45-46]

さらに、父方交叉イトコより、母方交叉イトコを好む理由として、山路勝彦

が「すなわち、父方交叉イトコ婚は世代を貫いて互恵的関係をつくり出しえないからである」[山路 1988:114]と指摘している。この指摘に対しても、やや疑問の余地があるよう思う。つまり、図2)で示した理念型にしたがえば、三組の父方交叉イトコ婚の縁組においては、いずれも嫁姑関係さえうまく扱えれば、世代をこえて互恵的関係を保つことも、理論的には不可能なことではなさそうである。(とはいっても、現実にはどうしても、嫁姑間の緊張関係になりやすいため、あまり喜ばれないであろう。)

それでは、豊県のイトコ婚の事例を検討することにしよう。

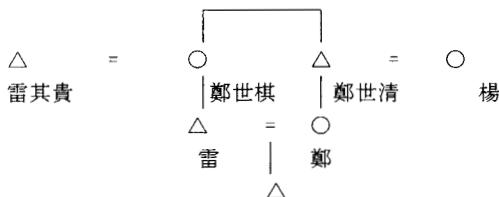
まずa. 父方平行イトコ婚だが、兄弟の息子と兄弟の娘との結婚である。漢人社会のような父系制社会では、これは絶対的な禁止の対象である。調査地でも当然みられず、これを「親血親不能開親」といい、同じ血縁関係にある直系親族は結婚してはならないとされている。

豊県では、イトコ婚が比較的よくみられ、通常、「姑表・姨表開親」(姑表兄弟姉妹と姨表兄弟姉妹の間で婚姻)がおこなわれているようである。つまり、母方交叉イトコと母方平行イトコがよくみられる。

b. 母方交叉イトコ婚。「姑表親、親上親、打斷骨頭連着筋」という諺が示しているように、姑表兄弟姉妹との結婚は、もともと親しいうえに更に親しくなり、骨が折れても筋がまだつながっていといわれるほど緊密な関係にある。また、筆者の調査地では、「姑表親、清(親)上加清(親)」という諺がかけ言葉を利用して同じ意味のことを言い表わしいる。

豊県では、姉妹の息子と兄弟の娘との間(豊県では、「姑嬢」の息子と「舅子」の娘という)であり、いわゆる「姑表親」のこと。花嫁にとって、自分の「姑嬢」(父方オバ)が姑になるので、母方交叉イトコ婚という形態を「姑嬢婆婆」と表現するわけである。他方、婿にとっては、「舅子」(母方オジ)が「老丈人」(岳父)になるわけである。

事例1) 雷家と鄭家



1982年、馮村5組の鄭世清の娘と2組雷其貴の息子が結婚した。鄭の姉が雷の妻であり、彼女にとって、この結婚により、その「侄女」(弟の娘)が息子の嫁になった。なかでは、鄭世棋だけは文盲で読み書きができないが、雷其貴・鄭世清・楊の3人は小卒。しかも、雷と鄭はともに党員で、長いこと村の幹部をつとめてきた。若い2人はいずれも中卒であるから、教育水準からみると、村では平均的レベルをやや上回っているほうであり、近親婚による弊害に関する知識もある程度知っていたはずである。

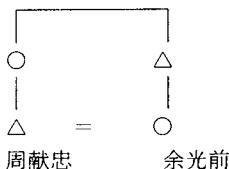
はじめこの結婚に際して、雷其貴は反対した。それでも、「若いもんがその気があるし、それに向こうの親御さんも乗り気のようだから、あえて止められはしなかった」というのがかれの言い分であった。親戚にも似たようなケースがあったが、生れてきた子どもに別に異常はなかったという事実が、最終的にこの結婚を踏みきらせたらしい。幸いにして、その孫には異常がないどころか、村の子のなかで抜けて飲み込みが早く、よく勉強できると評判である。

「あの結婚した2人の親同士は『親姑娘』(実の姉)と『親舅子』(実の弟)なのよ。なのになんでよりによって、生まれた子どもがあんなに頭がいいのだろう。」それまで静観していた村人もホッとしたというか、むしろ不思議そうに首をかしげて、声をひそめてその話を筆者に語ってくれた。

村人の何気ない雑談から、この姑表婚に対する村落社会の受け止め方を感じた。あまり評価されない婚姻パターンだが、しかしながら、そうしたのか。嫁の立場からして、自分の父方オバが姑になるから、話かけやすい面がある。姑にとっては、弟の娘だから日ごろから可愛がっていた親しい存在である。したがって、多少の意見の食い違いがあるにしても、特に目くじらをたてることもなかろう。まったく赤の他人の嫁とはわけが違う。要するに、このパターンの結婚

では、嫁姑間につきものの緊張関係がみられないという利点が認められる。実際のところ、核家族が圧倒的に多いこの村では、夫婦と子ども・父母という5人家族の雷家は、親子・嫁姑関係の良好な事例として、「模範的な家庭」として、村長から紹介されたのである。

事例2) 周家と余家



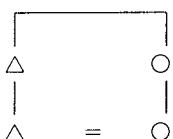
この地方では、イトコ婚のことを「表親開親」という。この事例は「姑娘婆婆」(父方おばが嫁の姑)であり、舅子と姑娘は実の兄弟姉妹である。

事例2)は事例1)と同様に、「姑娘」(父方おば)の息子が「舅」(母の兄弟)の娘と結婚した。しかし、この場合は事例1)と違い、生まれた子どもは身体に障害があるという。

イトコ婚には「姑娘婆婆」のほか、「舅娘婆婆」と「姨娘婆婆」という三種類がある。

c. 父方交叉イトコ

事例 舅娘親・「舅娘婆婆」



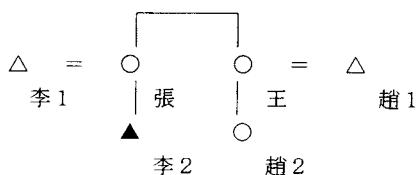
これは兄弟の息子と姉妹の娘の結婚であり、「舅表親」とよばれる。「慣習上、いとこの通婚一般は忌まれるということはない。豊県では、この婚姻パターンを「舅娘婆々」といい、嫁にとって、「舅娘」(母親の兄弟の妻)が姑になった。つまり、自分の姉妹がよそへ嫁いで、その姉の娘の代になると、娘は自分の息

子と結婚するというわけである。その娘を「転回来的」(逆戻りしてくるもの)という。

このような女性の交換を、「大牛牽出去、小牛牽転來」と表現する。直訳すれば、大きな牛を外へ出したが、子牛を連れ戻してきたという意味であろう。この形態のイトコ婚は近親ではあまり好ましくないが、五服をこえた、遠く隔てた親族関係なら、わりと好まれるとのことである。

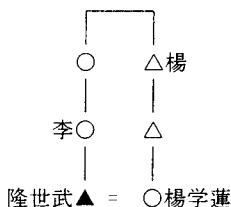
d. 母方平行イトコ

これは姉妹の息子と姉妹の娘の結婚であり、「姨表親」と呼ばれる。嫁にとつては、姑になる人が「姨嬢」(母方おば)なので、これを「姨嬢婆々」という。もっとも、姨嬢婆婆の場合、二姉妹はいずれも婚出した者。このような婚姻はよく聞かれるが、図で示すと、次のようになる。



e. マタイトコ婚(再従兄弟従姉妹婚)。これについての調べはまだ不十分なもので、わかった範囲内で触れておこう。

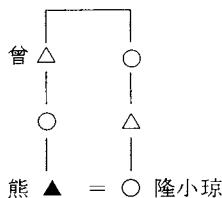
事例1) 母方交叉イトコ (マタイトコ) (▲印はegoを示す)



これは馮村3組の事例である。嫁楊学蓮は、姑李斗珍の母の「内侄孫女」(兄弟の孫娘)にあたり、学蓮は嫁ぐまで李のことを「姑嬢」(父方おば)と呼

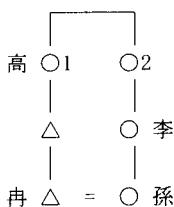
んでいた。このケースは姑表親、「姑嬢婆々」の一種。嫁学蓮と夫隆世武はもともと4親等の親戚関係にあった。馮村3組のなかで、この家の嫁姑関係が比較的良好なのは、このような親族関係にあることを見逃してはならない。

事例2) 父方交叉イトコ(マタイトコ)(▲印はegoを示す)



この事例では、馮村3組出身の隆小琼がよその村へ嫁いだ。その姑は、小琼の「琼」（父方の祖母の「内侄女」兄弟の娘）にあたる。嫁になる前の小琼は姑のことを「舅嬢」（おば）と呼んでおり、これも一種の舅表親、「舅嬢婆々」である。

事例3) 母方平行イトコ(マタイトコ)(▲印はegoを示す)



これは事例1)の姑李斗珍の実家、鎮江郷新民村の事例である。彼女の言い方を借りれば、これは「大外婆」(一番目の外祖母の孫)が「二外婆」(二番目の外祖母の外孫娘)を娶るのだという。

こうして、マタイトコ婚の場合、結婚当事者は親族関係にあるといつても、もはや双方の五服（4代祖を共通する父系出自集団）をこえた4親等の関係になるので、もっとバラエティーに富んだ形態が考えられ、今後の課題となろう。

以上、豊県のイトコ婚慣習を考察してみた。a. 父方平行イトコはまさに「二、同姓不婚」で述べたように、同姓同宗、かつ「五服」（4親等）以内の親族関係のため、絶対回避すべきものである。c. 「舅嬢婆々」（父方交叉イトコ）は近親ではあまり好ましくないが、五服をこえた、遠く隔てた親族関係なら、わりと好まれるとのことである。

b. 「姑嬢婆々」（母方交叉イトコ）と d. 「姨嬢婆々」（母方平行イトコ）は比較的多くみられる。ちなみに、M. フリードマンは、オズグット（Osgood, 1963）の雲南における調査例をこう書いている。「『理想的選択』は母の兄弟の娘（母方交叉イトコ）であったが、父の姉妹の娘（父方交叉イトコ）との結婚について、彼女は実際に『望ましい』相手であり、何の禁止もともなわなかつたと言っている」[M. フリードマン 1966 : 129]。

「姑表親」と「姨嬢親」との違いについては、山東省冷水溝という村では、つぎのように表現している。「姑表親是輩輩親、姨嬢親是姨死了断了根」。これを筆者の調査地のフォークタームで訳してみると、「姑嬢婆婆（母方交叉イトコ婚）は代々にわたって親密な間柄に対して、姨嬢婆婆（母方平行イトコ婚）の場合は、その姨嬢が死ぬと、ぶつりと大本が切れてしまう」となる。

この諺はまさに正鵠を射った。筆者の考えた母方交叉イトコと母方平行イトコ婚の理念図に照らしてみると、二つのイトコ婚の違いが一目瞭然である。姨嬢婆婆（母方平行イトコ婚）の場合は、つぎの世代になると、さらに親戚関係を強化しようと思っても、展開のしようもないであろう。

なお、イトコ婚によって生じる親族呼称の変化については、改めて「四、異なる世代ランクの者との結婚」で考察したいと思っている。

現代中国の新たな婚姻法では、以上のイトコ婚はいずれも3世代（4親等）以内の傍系親族として、その婚姻が禁止されている。にもかかわらず、歴代における立法の思惑とは別に、民間では慣習としてイトコ婚が浸透しており、法と慣習の間にはズレが生じている。ただし、どのイトコ婚が好まれるかには、さまざまな地域差が存在する。しかし、なぜこのような近親婚をするのか。さきほど述べた心理的要因、女性交換の原理のほか、その経済的理由からみれば、つぎのことが考えられよう。

1) 裕福な家庭では、「肥水不流外人田」(肥料を他人のたんぼへは流さない)という考え方がある。つまり、自分の財産ともいるべき娘を赤の他人に与え、損失をこうむるようなことはしないという意味であろう。

2) 貧しい家庭の場合だと、嫁が容易にもらえないため、近親婚によって解決する傾向がある〔趙嘉順 1992: 12〕。

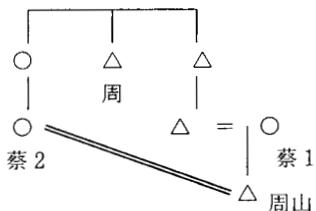
4. 異なる世代ランクの他姓との婚姻（「外姻尊卑不婚」）

尊卑不婚とは、「是乃外姻行輩不同之男女，無論有服無服，悉禁通婚。此法見於唐，唐以前似未嘗有禁」[陳鵬 1990：413]。つまり、「行輩」（世代ランク）の異なる男女の婚姻は、五服以内または五服をこえた場合にせよ、すべてこれを禁止すべきということである。この婚姻規制は唐代からみられるようになり、それまではなかったようである。

「世代関係は、父系出自集団の宗族に原型がある。また異なる宗族の間にも、姻戚関係があれば、世代がある」[中生勝美 1991: 273-276] 四川東部の村落は、できるだけ村外から嫁を迎えるという華北に見られるような傾向がない。村内婚率が調査地馮村では、集落ごとに村内婚率の格差が大きいが、高い地域では25%，低い地域は15%。10-30%という華北の村内婚率に比べて決して低いものではない⁴¹。

この事例では、異なる世代の他姓間の結婚によって、親族呼称にどのような変化をもたらしたかをみることができる。

事例1) 周家と蔡家

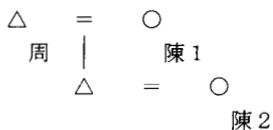


周の「外侄女」蔡2が「侄孫」周山と結婚した。しかし、周に対して、蔡2

と周山は「輩份」が違うので、蔡2は周を「舅舅」、そして、周山は「爹」（この地方の方言で、「祖父」を「爹」と称する）とよぶ。外侄女である蔡2は夫の周山にしたがって、周を「爹」と呼ぶわけにはいかない。結婚してからも、それまでの親族呼称が変わらない。世代の異なる同士が結婚した場合、「各喊各的」、つまりそれぞれの親族呼称を踏襲することを原則とする。

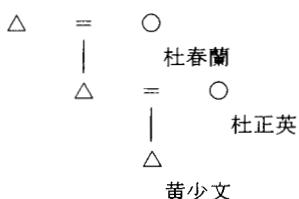
一方では、蔡2は周山の母である蔡1より1つ世代が下なので、本なら「姑娘」というべきである。しかし、蔡2は周山と結婚して、蔡1が自分の「婆婆媽」（姑）となつたため、「媽」（お母さん）とよぶようになる。この事例も豊県では「姑娘婆婆」というイトコ婚である。

事例2) 「族妹」どうしが異なる世代の他姓との結婚。



この事例において、陳1と陳2は同じ世代の族妹（五服をこえた、同じ宗族の同じ世代の姉妹）である。もっとも、二人の親族関係を溯ると、6, 7世代先では同じ祖先にたどることができるが、すでに五服を超えている。息子の嫁になつた陳2はそもそも陳1のことを「姐」（姉）とよぶべきなのだが、嫁いできてからは「媽」とよぶことになる。

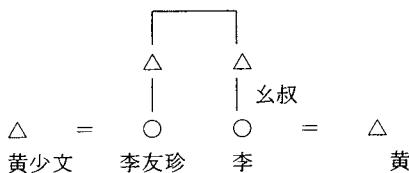
事例3) 「姑娘」（父方おば）とめいが同じ家に嫁ぐ場合



この事例では、杜正英がもともと杜春蘭の「侄女」（めい）であったが、同じ黃家の男性と結婚することによって、杜正英は杜春蘭の息子嫁となつた。しか

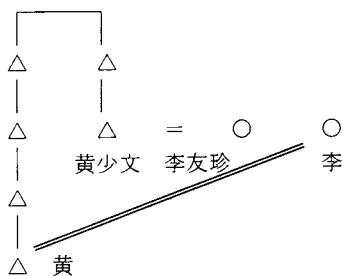
し、この事例の同じ宗族の成員である二人の杜もすでに五服をこえた遠い親族関係にある。6, 7代先を溯ると、同じ先祖をたどることができる。

事例 4)



この事例では、「族弟」(五服をこえた、同じ宗族の同じ世代の兄弟)である黄は、黄少文を「大哥」(おにいさん)という。そして、結婚前の李は黄少文を「黄大哥」(黄にいさん)とよんでいた。のちに李が黄と結婚したため、黄少文のことを「大哥」と呼ばねばならなくなる。もしも李は黄姓ではなく、他姓に嫁いだならば、その呼称は相変わらず「黄大哥」でよろしい。黄姓の者を夫とした以上、すでに「自家人」(身内)となったわけで、夫と同じ親族呼称をするものとされる。

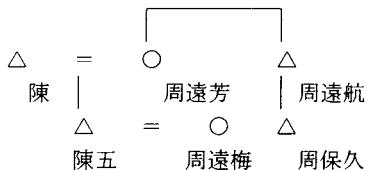
事例5)



この事例において、李友珍の「族妹」、李がもともと黄少文を「哥」と呼び、李友珍を「大姨」とよんでいた。一方、「侄孫」である黄が黄少文を「爹」とよぶ。しかし、のちに李は黄と結婚してから、今度は夫と同様に、黄少文を「爹」とよぶようになる。李友珍に対する呼称は変わらない。

さらに二人の子どもの世代になると、父方親族である黃少文に対しては、父系の世代に準じた呼び方をするが、母方親族に対しては、母親李の世代を基準にする。したがって、親族関係の世代の上下関係は、父方と母方とではかなり違うこともありうる。それでも、日常生活では、両方の親族呼称にはさほど困る様子もない。現地ではこのような親族呼称の異なる事態を「各喊各、各喊半辺」と表現する。

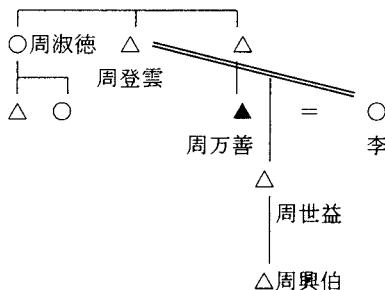
事例 6)



この事例では、陳は周遠芳と結婚して、その兄弟周遠航を「舅舅」とよぶ。ところが、周遠芳、周遠航さらに周遠梅の三人は「同輩但不親」(同じ世代だが、五服をこえた比較的遠い親族関係にある。そこで、陳五は周遠梅と結婚して、「表兄弟」(母方イトコ)の周保久は陳五を「哥」とよぶが、陳五の妻、周遠梅を「姑娘」(母方おば)とよんでいる。周保久は周遠芳の夫である陳を「陳姑爺」とよぶが、同じ姑娘である周遠梅の夫、陳五をただイトコとして兄とよぶに過ぎない。「我們姓周的只能喊一輩人陳姑爺」(われら周姓にとって陳姑爺は一人しかいない)という。

つまり、この事例のなかで、宗族と世代を同じくする周遠芳と周遠梅は陳家において、嫁姑関係になっているにもかかわらず、周家の父系血縁関係からみると、「輩份不乱」(その世代関係は乱れてはいない)というわけである。

事例 7) 「叔找侄媳婦填房」の場合の親族呼称 (▲印は亡くなった者を示す)



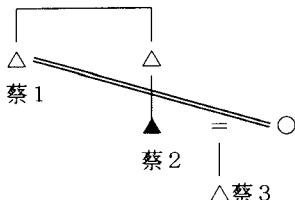
この事例では、周家の「字派」(輩行名)が「永・登・万・世・興」の順になっている。しかし、宗族の女性の名前は必ずしもこの字派にはのっとっていない。

周万善が亡くなつてから、その叔父である周登雲がおいの妻李と結婚した。このような結婚を地元では「叔找侄媳婦填房」という。「長輩子給小輩填房、則喊法上矮一輩」とされる。世代上位の者が下位の世代に「填房」をしようものなら、その長輩子の親族呼称を一世代下げなければならないのである。

そこで、周登雲が死んだ甥、周万善の妻李と結婚してから、「親房」「親的幾家」の間では、周登雲の「輩份」（世代）が下がったものの、周姓宗族からみれば、その世代関係は乱れていない。ちなみに、ここでいう「親的幾家」とは、本人を中心上下三代の親族をさす。

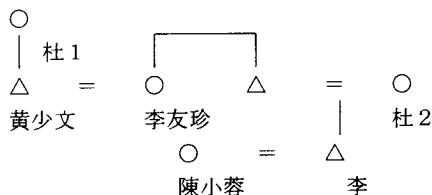
もし周万善の死後、周姓以外の他姓の男が「上門填房」をする場合、その男本人をはじめ、子どもたちも周姓を名乗らなければならない。ただし、「三輩人還姓」という慣習にしたがい、男の孫の代になると、本来の姓にもどることができる。

事例8)「叔找侄媳婦填房」の場合の親族呼称(▲印は亡くなった者を示す)



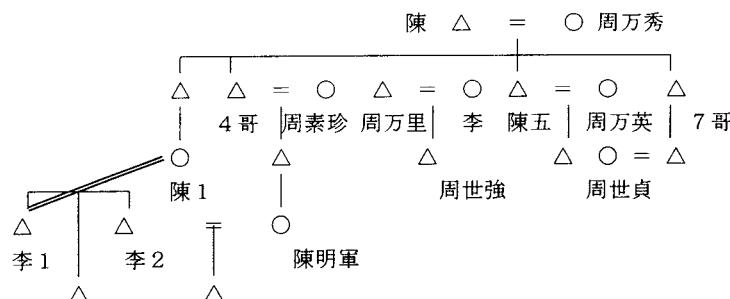
この事例では、事例7)と同様に、おいが亡くなつてから、叔父がおいの妻と結婚した。この事例においては、解放後まもなく、蔡2が政府によって罪が問われ銃殺された。その時点で、蔡2と妻との間には蔡3という子どもがいた。のちに、叔父である蔡1が「填房」し、甥の妻と結婚したが、子どもには恵まれなかつた。一方、蔡3は蔡1のことを父とよび、「爹」とよぶわけにはいかない。蔡1の世代が一つ下がつたからである。

事例9)



この事例においては、黄少文の母親杜1と李の母親杜2とは、14、5代隔てた同じ宗族の成員で、「同輩」(世代が同じ)である。李は黄を「哥」(おにいさん)とよんでいる。のちに李は陳小蓉と結婚した。結婚前の陳は黄のことを「叔」(おじさん)とよんでいたが、結婚後、夫の親族呼称にならつて、やはりおにいさんとよぶようになった。つまり、陳は結婚によって、世代が一つ上がつたことになる。

事例10)

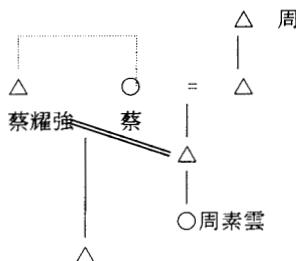


この事例はやや複雑である。周家の「字派」（世代名）は「万・？・素・世」となっている。周家から陳家へ嫁いできた女性たち、陳の妻周万秀、息子嫁周万英は同じ世代の者、周素珍は二つ下位の世代。周世貞は周素珍よりさらに一つ下位の世代である。周素珍にとって、周万秀も周万英のことを「姑婆」とよぶべきであったが、陳家に嫁いでから、周万秀を「媽」（お母さん）、そして、周万英とは「妯娌」（兄弟の妻どうし）という間柄になった。一方、周世貞は一つ世代が上の周素珍を「4娘」とよび、周万秀を「奶」（父方のおばあさん）とよぶが、陳五の妻となった周万英のことを「娘（yao）」という。

さらに、周家の周万里が周万秀と周万英と「同一輩」（同じ世代）なので、その息子は陳を「姑爺」、陳五を「哥」か「表哥」、陳五の妻周万英を「娘」とよんでいる。もし陳五の妻が周姓でなければ、「表嫂」とよぶべきところなのである。また、周万英は周万秀より、周万里と「親些」（より近い親族関係にある）ので、その息子は周万里を「舅舅」（母親の兄弟）とよぶ。

また、陳家では、陳1と陳明軍とは「姑子家」（父方おばとめいの関係）にあり、「侄女」陳明軍は陳1のことを「姑娘」とよぶ。ところが、二人は李姓の兄弟に嫁いで、李家にあっては互いに「妯娌家」（兄弟の妻どうし）という関係になった。李家では、この陳姓の「妯娌」は同じ世代どうしとみられるが、しかし、実家の陳家にいくと、陳1と陳明軍とその夫、子どもたちに対する呼称は、「跟到媽屋里輩份走」（実家の父系宗族の系譜関係にのっとら）なければならない。つまり、李2は兄李1より、そして李2の子は李1の子より「矮一輩」（一つ世代をさげて呼ばれる）ということになる。

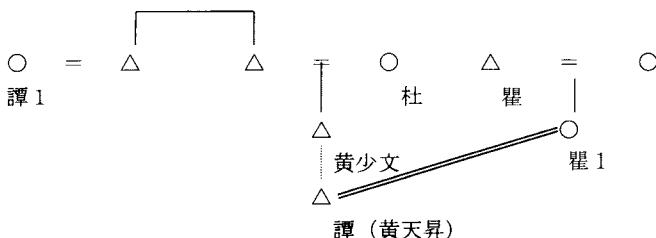
事例11) 「舅公」と「外侄孫女」との結婚。



この事例はやはり異なる世代の者どうしの結婚である。蔡耀強は「外姪孫女」周素雲と結婚した。周の「外婆」（母方祖母）である蔡は蔡耀強の「族姐」（同じ宗族成員であり、同じ世代の姉）にあたる人で、「親的」（五服関係）をこえている。

結婚前の周素雲は蔡耀強を「蔡舅公」とよんでいた。二人は夫婦となり、生まれてきた子どもは蔡家においては、蔡耀強の「輩份」（世代関係）にしたがい、親族呼称が決まる。周家では、周素雲の世代を規準に親族呼称が変わるわけである。つまり、蔡家にいるときに、周素雲の世代が二つあがるのに対して、反対に蔡耀強が妻の実家へいくときに、世代を二つ下げる呼ばれるのである。

事例12) 養子とりと親族呼称の変化



この事例は黃少文とその養子黃天昇についてである。養子の黃天昇は旧姓が譚姓で、その「族娘」にあたる譚1はまた、黃少文の「親叔娘」（二番目の叔父の妻）である。したがって、黃天昇が黃少文の養子となると、黃姓宗族の系譜関係をたどれば、その族娘を「二奶」（二番目のおばあさん）と呼ばねばならなくなる。

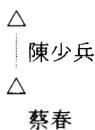
一方、瞿のとその妻が以前から黃少文の両親と「兄弟相称」（まるで兄弟のようにつきあう）という間柄だった。いちおう系譜上、互いに血縁も姻戚関係もまったくない赤の他人なのだが、瞿の娘瞿1が黃天昇と結婚したために、黃少文は「変高一輩」（世代が一つ上がった）。

このように、もともと血縁も姻戚関係もない者どうしが婚姻を結ぶことにより、互いの親族呼称が変化してくる。そして一般的に、より親しみを感じる呼称にしたがる傾向がある。

要するに、この事例のように、他人の子を「抱養」あるいは「過寄」によって、自分の子として育てる場合、その子の「輩份」（世代）の上げ下げは、あくまで養父の父系血縁関係の系譜によるものとする。

この事例では、黄少文は男兄弟二人いるが、いずれも郷里を離れ、県城での仕事についている。しかし、郷里に残った年老いた両親は、農作業の手助けをしてくれるような若い男性がほしかった。他方、のちに養子になった当時17歳の譚は、早くも両親に先立たれて、兄や姉もすでに結婚していたし、面倒をみてもらえる人もいなくて、家庭の温もりに飢えていた。そこで、譚は黄姓に改姓することに同意し、養子になった。

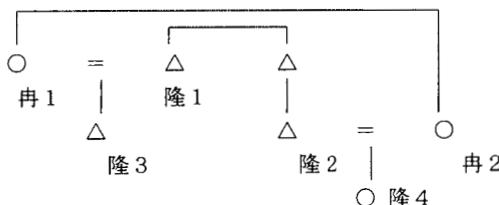
事例13) 養子とりと親族呼称



この事例では、陳少兵には息子がいなくて、蔡姓の養子をとった。ところが、蔡春という名前のその養子は世代が陳より二つ下なので、「抱的兒」（養子）にするはずの蔡春は結局、陳のことを父親ではなく、「爹」（おじいさん）とよんでいる。

陳姓と蔡姓とは姓氏も異なり、別の宗族なので、どうして互いに系譜関係がはっきり認識できるかについては、すでに事例2)で述べたとおりである。ここでは、陳姓と蔡姓はもともと同じ宗族であったという考えが働いているのである。

事例14) 「両姐妹嫁給両叔侄」の場合

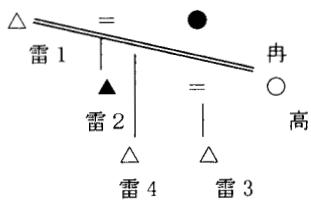


この事例は、「両姐妹嫁給両叔侄」の場合である。冉姓の二姉妹だが、姉冉1は隆1と結婚したが、妹冉2は隆2と結婚した。ところが、隆2は隆1のおいにあたる。

実家では、同じ「輩份」（世代）の二姉妹が嫁ぎ先の隆家においては、親族呼称が変わってしまう。つまり、隆家では、冉2の世代を一つ下げてよばれ、逆に二姉妹の実家へいくとき、隆1や隆2が同じ「輩份」（世代）の者として扱われる。この二組の夫婦の子どもたちも同様である。隆家では、隆3が隆4より一つ上位世代に位置づけられているものの、母の実家の親族の系譜関係からみれば、隆3と隆4は同じ世代感覚ととらえられている。

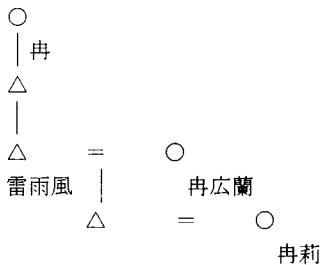
要するに、異なる世代の異姓と結婚した場合、妻の実家へいくとき、実家における妻の父系宗族に置かれる系譜関係、世代の高低によって、婿への呼び方が決まるわけである。妻は婿より世代が一つ上なら、妻の実家では、婿がそれにつれて一つ上の世代へ昇格してよばれる。逆に、妻の世代が婿より低い場合、妻の実家における婿の世代もそれに合わせてさがるわけである。

事例15) 「公公与児媳婦結婚」の場合（▲●印は亡くなった者を示す）



この事例では、姑の冉と夫雷2が亡くなつてから、息子嫁の高が夫の父親と結婚した。二人の間に雷4が生まれたが、当然のことながら、雷4は雷1のことを父とよぶ。そして、雷2と高の子ども雷3はこれまで雷1をおじいさんと呼んでいたが、その祖父が母親と結婚したため、父とよぶようになる。

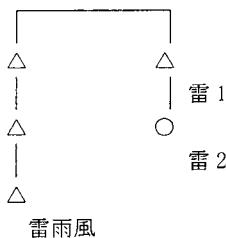
事例16)



この事例においては、雷雨風の祖母冉が冉廣蘭より一つ上位世代であり、冉廣蘭はもともと冉のことを「姑娘」（父方おば）とよんでいた。だが、結婚後、雷家では、冉廣蘭は冉を「奶」（おばあさん）と呼ばなければならぬ。

一方、息子の嫁冉莉については、冉姓の系譜関係をたどってみると、冉廣蘭より三つも下位世代の者であり、本来なら「祖祖」（ひいばあさん）とよぶべきである。しかし、結婚してから雷家では、お母さんとよんでいる。

事例17)



この事例では、雷雨風は雷1のことを「爹」（おじいさん）とよぶべきなのだが、雷1の娘に絵画を教えたことがあるので、雷1とその娘は雷雨風のことをいつも先生とよんでいる。

以上、調査地における異なる世代ランクの他姓との婚姻を通して、結婚した男女二人をめぐる親族関係がいかに変化し、また親族たちがどのような親族呼称で対応するかについて、概観してみた。

「叔伯姉妹」（イトコどうし）の場合、女が下位世代の男性と結婚することがよくみられる。さらに、「親姉妹、姐当奶奶、妹当兒媳婦」の場合もありうるといわれている。つまり、実の姉妹の間柄だが、姉が祖母になったのに対して、妹がその息子の嫁になったという例である。一方では、男の場合、相対年齢はさほど差がないだろうが、事例17)などのように、系譜関係の上では、「舅公」と「外侄孫女」といったような間柄とも結婚できる。

ここで、異姓との婚姻において、「輩份」（世代ランク）という系譜観念がいかに機能しているかという重要な問題が出てくる。

豊県あたりでは、異姓との婚姻を成立させるかどうかに際して、「論配不論輩」（夫婦として釣り合いがとれるかどうかが規準であり、世代関係はさほど問題にはならない）とされる。男女とも婚姻成立によってそれまでの系譜関係にもとづく親族呼称が上げ下げし、変化することはありうる。その場合、変化的規準はやはり父系宗族の血縁関係によって決められるものである。夫方にせよ、妻方にせよ、世代ランクが異なる異姓と結婚したことで、別に各自の父系宗族の系譜観念はそのために乱れるわけではない。

女性の世代ランクは結婚をきっかけに婚家では、世代ランクが生家に比べてあがることもあるが、さがることもある。したがって「女人没得輩份」（女には固定した世代ランクがない）という言い方がある。しかし、今まで取り上げた17事例のうち、男性が異なる世代ランクの女性との結婚がきっかけで、妻の実家へいくとき、妻の親族から用いられる呼称はやはり上げ下げがあるのである。その場合、娘婿をどう呼ぶべきかの決め手は、やはり妻の生家の父系血縁集団の系譜にもとづくものとする。夫家における妻の世代ランクは、結婚相手次第で決められる。逆に妻の生家における夫への呼称も同様に、妻の父系血縁集団における系譜関係にのっとって決められる。そういう意味からして、男性も女性も、結婚相手を選択する場合、みずからの「輩份」（世代ランク）による配偶者選択の規制は華北農村ほど厳しくないかもしれない。とはいもものの、結婚する本人どうし、および二人をとりまく親族は世代ランクを非常に強く意識しており、男女両家の父系血縁集団の系譜関係はむしろ逆に強調されているようにさえ思えてくる。世代ランクの重要性とは、夫家の父系血縁集団

を維持するだけにとどまらず、妻の生家の父系血縁集団についても、同様の原理がはたらいている。

ところで、華北農村の「街坊輩」（擬制的世代関係）について中生勝美の先行研究がある。中生が調査した地域では、たとえ親族関係のまったくない赤の他人であっても、「街坊輩」が違うなら、結婚は考えられないという。

この話を調査地の60歳代の男性インフォーマントに話してみた。「そこはかなり封建的なところみたいだね。」その年寄りが慨嘆した。その反応は筆者にとってむしろ新鮮だった。

世代の違う男女が夫婦になった場合、当事者二人およびその子どもたちをめぐる夫方と妻方に見られる親族呼称のずれに対して、地元の人々は「端公出門、各叫各」と表現する。つまり、まるでシャーマン、端公のお出ましのように、各自の身分に見合った呼び方をするものだと説明されている。

調査地のような四川東部農村において、基本的に結婚相手には、世代ランクが同じという意味の「平輩」の異姓が多い。複姓村であるがゆえに、必然的に村内婚、ないし「組内婚」（同じ集落どうしの婚姻）が昔から数多くおこなわれてきた。馮村3組（11姓・44世帯）の家族だけをとりあげて、数世代先を遡ってみると、相互に親族関係のつながりをもたぬ家がないどころか、宗族・姻戚・擬制的親族関係など幾重にも人間関係の網の目がはりめぐらされ、実に入り組んだ複雑な姻戚関係にあることが明らかである⁵¹。そのためか、自分の宗族の輩行名はもちろん、異姓に関する系譜知識も必要不可欠である。結婚相手をみつける場合、基本的にはやはり「平輩原則」（同じ世代ランクどうしと結婚する）という原則にのっとっている。まったく系譜関係のたどれない異姓間の婚姻の場合、相対年齢によって縁組が成り立つのである。

非親族に親族関係名称を呼称として使用することは、中国全土で見られる現象である。それは擬制的親族呼称といえよう。中生勝美が調査した集村形態を呈する華北の村落に限らず、散村である四川東部の農村にもある。しかし、まったく親族関係のたどれない異姓間の呼称は、あくまで相対年齢にもとづくというのが常識であり、ここで議論している「外姻尊卑不婚」、世代ランクの異なる他姓と結婚してよいかどうかとは別の次元の話である。

要するに、筆者の調査地は散村であるがために、「竹根親」とよくいわれるような緊密な姻戚ネットワークが張られており、それがまた宗族と相補っている機能があるよう感じた。調査地の人々に婚姻関係を確かめると、かれらは異口同音にこんなことをいう。

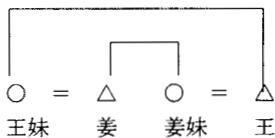
「われら四川人はなにしろ『竹根婚』だもんな。竹の子の生態のように、『串来串去都是親』(四方八方へその根っこをのばしている)だよ」。

密集して居住するという華北の村落と違い、丘陵・山間地帯に分散して住む四川東部農村の場合、村落形態が散村だからといって、地縁関係が緊密でないとは限らない。ある意味では、そういう地形だからこそ、地縁・親縁がより意識され、親族関係のあり方がもっと錯綜している感がある。ただし、世代ランクの有無が、即村民資格との対応になる華北村落のような共同体的規制はそれほど厳しくないかもしれない。

5. 交換婚

交換婚を、地元では「調換親」という。その成立理由には主としてつぎの2点があげられる。1)両家の仲が非常によい場合。2)経済的に貧しくて、兄が結婚できないため、妹がその救済をする場合。1)に関して問題はないものとし、ここでは2)に関する4つの例を挙げよう。

事例1) 豊県南岸竹子郷、王家と姜家の交換婚。



王家と姜家の両家では、30代に突入した兄に嫁の来手がなくて困り果てていた。そこで、両方の妹たちが兄のことを考えて、「打調換親」(交換婚をする)ことになった。婚礼が執り行われたとき、両方の妹がまだ18, 9歳の若さであった。両家の兄はさほど働き手でもなく、家庭の暮らし向きもごく普通である。

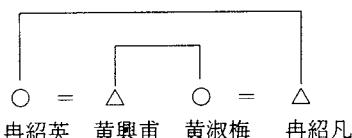
一方では、弟たちはすでに結婚していた。

王家と姜家との交換婚が執り行われる「娶親日」が同じ日の同じ時刻に決まった。「迎親」(新郎の家から嫁迎えにいく)の隊列は、大通りを通るものと、わき道を通るものと二つに分かれて別々に、しかも同じ時刻に「迎娶」(嫁入り式をおこなう)。「辨席」(嫁が家を出る前に出立ちの宴や新郎の家の祝宴)も両家で同時にはじめられるものとした。

事例2) 黄家と冉家との交換婚。豊県南岸三垣郷と営台郷。

黄興甫(1948年生まれ)、黄淑梅(1968年生まれ)兄妹

冉紹凡(1963年生まれ)、冉紹英(1967年生まれ)兄妹



黄家と冉家の交換婚は1985年におこなわれた。当日、両家では、娘を嫁がせると同時に嫁を迎えた。本来ならば、祝宴を二度やらねばならぬところだが、一石二鳥というわけで、一度で用を済ませた。といっても、「送礼」(お祝儀)は二回分はずまなければならない。

このような交換婚は豊県において、一般的に海拔1000メートル以上の辺鄙な山村に発生しやすいようである。交換婚をする両家の兄は結婚難で、年齢が三十代にさしかかった場合が多く、妹との年齢差が大きいことが一般的な特徴といえよう。そして、交換婚の場合、両家で婚礼が同時におこなわれるのは、「夜長夢多」(長引けば、好ましくない変化が起きやすい)を心配しているからである。

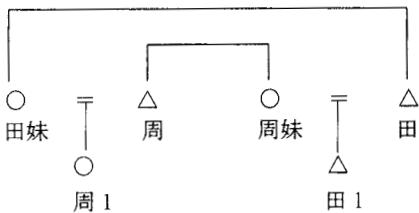
事例3) 周家と秦家。

豊県南岸の農村に住む周家と秦家にはそれぞれ兄妹がいるが、兄と妹との年齢差が8、9歳である。兄には嫁の来手がないので、妹が兄のためと思い、交換婚が行われる。このように結ばれた男女は、双方がみなすっかり満足してい

るケースはほとんどないようである。とてもうまくやつていける場合が少なく、互いに関係が悪化してしまうこともありうる。

ところが、交換婚にはつぎのような事例もありうる。

事例4) 周家と田家。



周家と田家はとても仲がよい。ともに同じ集落にあり、暮らし向きもよい。したがって、両家はみずからすんで2組の婚姻関係を結ばせた。だが、上述の事例と違うのは、この両家間の交換婚は同時進行したものではない。1990年代にまず1組の男女が結婚し、さらに数年後にはもう1組の結婚が行われたのである。周家の兄妹と田家の兄妹と交換婚をすることにより、互いに「親上加親」(親戚関係がより緊密なものになった)。

ところが、交換婚によって、親族呼称が少し変化した。周家と田家では、血縁関係によって、「各喊各的」。それぞれ結婚前の呼称を踏襲している。一方では、田と周妹の息子田1は周のことを「舅舅」とよぶ。本なら舅舅の妻を「舅娘」とよるべきところだが、田妹は田1にとって血のつながりのある「姑娘」であるので、田1は田妹を「娘」とよんでいる。つまり、いくつかの親族呼称が重なっている場合、より親しい呼称にしたがる傾向がみられる。

交換婚において、経済的には、貧しい家にとって、結婚費用を半分に抑えることができ、裕福な家にとっては、財産をより集中させることもできよう。確かに両家は二重の姻戚関係で結ばれたため、以前よりだいぶ緊密な関係になった。しかし、同時に親族関係のネットワークは一般の婚姻形態に比べて、かなり縮小してしまったという弱点がある。交換婚により結ばれた二組の夫婦をめぐる親族関係からみると、非常に幸福でうまくやっているケースが少なく、夫

婦関係の調整がより難しいといえよう。

ほかに調査地では、交換婚とは性質が違うが、結婚費用の節約をはかる「小媳婦」という婚姻形態も存在する。たとえば豊県南岸では、劉尼姑という尼がいて、生涯独身で通した。彼女は男女二人の子どもを引き取って育てていたが、のちに二人の子どもを結婚させた。これも「小媳婦」という婚姻形態の変形にほかならない。

しかし、費孝通が指摘したように、このような婚姻形態は「通常、経済の不景気の時期、あるいは貧しい家での間でおこなわれるものである。この婚姻形態は、本来の姻戚関係をおろそかにし、親族構造の果たすべき正常な機能にとつても不利である」〔費孝通 1997: 48〕。したがって、経済状況さえ許せば、人々はできるだけこの婚姻形態を避け、伝統的な婚姻形態をとるものである。

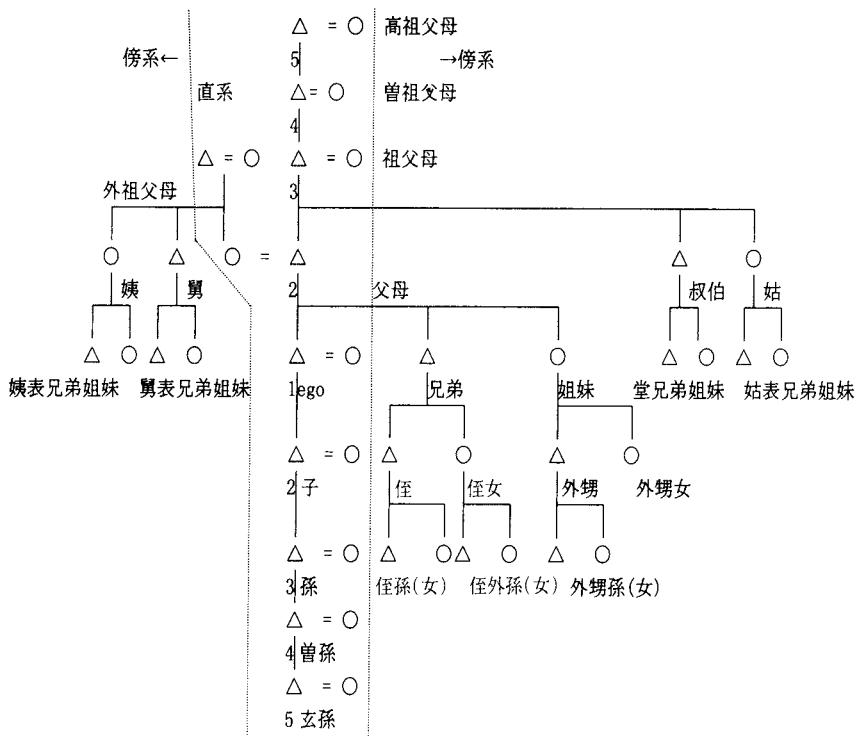


図1 直系親族または3世代(4親等)以内の傍系親族(親族呼称は中国語で表記した)

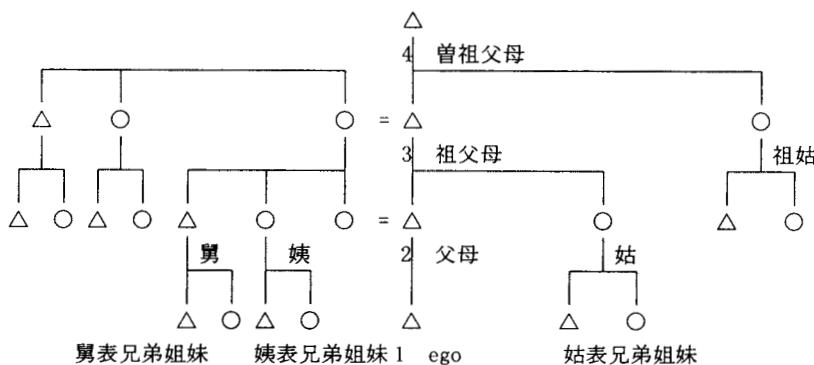


図2 中表婚（親族呼称は中国語で表記した）

(注)

- 1) 筆者の調査地は長江上流域、四川省重慶市豊県馮村(仮名)である。複姓から構成されるこの村は、行政上、7集落に区分されている。
- 2) 『中華人民共和国婚姻法』(1980)第2章「結婚」第5条によると、「結婚年齢は、男は満22歳、女は満20歳よりも早くではなくない。結婚と出産の年齢を遅らせること<晚婚晩育>を奨励すべきである。」とある。
- 3) 人口抑制政策は各省ごとの具体的な状況によって、少しづつ適正な修正を加えながら実施されてきた。中国最大の人口をかかえる四川省にとって、人口問題は大きな課題であることはいうまでもない。『四川省計画生育条例手引』(1994年)をひとくと、計画出産について次のように述べている。
 第11条：以下の諸条件にあった夫婦に限って、第2子の出産を申し込むことができる。
 - a. 第1子が非遺伝性の疾病をわずらい、正常の労働力にはならない場合。
 - b. 1人っ子同士が結婚した場合。
 - c. 農村人口のうち、男性が1人っ子の女性と結婚し、その女性の家で暮らす場合。
 - d. 農村人口のうち、片方の夫婦が烈士の1人っ子である場合。
 - e. 農村人口のうち、片方の夫婦が2等甲級以上の身体障害者の軍人である場合。
 - f. 農村人口のうち、片方の夫婦が公務上の事故のため障害者となり、その度合いは2等甲級以上の障害者軍人に相当する場合。
 - g. 農村人口のうち、数人兄弟のなかで、1人しか子を生むことができない場合。
 - h. 農村人口のうち、片方の夫婦は2世代以上が1人っ子の場合。
 - i. 盆地周辺部の山間地帯に位置する県、または省の直轄市(地区)が許可した盆地内の山間地帯に位置する郷(平坝・丘陵・河谷地帯を含まない)における農村人

口のうち、労働力が必要な1人の女の子をもつ世代の場合。

j. 盆地周辺の山間地帯にあり、しかも僻地であり、標高が高く、気温の低い高山地帯に位置する農村人口のうちの1人っ子の場合。

4) 拙稿「中国四川省東部農村の家族と婚姻——長江上流域豊県の事例研究——」を参照（学位論文・未刊）。

5) ほかにも調査地の結婚形態にはいろいろある。たとえば、「親姐妹当両妯娌」「両姐妹配両弟兄」（実の姉妹が兄弟の妻となる）のケースがあるが、しかし、「親姐妹没有当両爺母的」（実の姉妹は父と息子の妻になるようなことはない）。

婚姻形態として、姉妹が同じ男性と結婚することもある。姉妹が相前後して同じ男性と結婚することを「接橋」という。また、兄弟が亡くなつてから、その兄あるいは弟は弟嫁、または兄嫁と結婚することを「填房」という。

[参考文献]

小熊誠

1999 「近世琉球の士族門中における姓の受容と同姓不婚」未成道男編『中原と周辺——人類学的フィールドからの視点——』風響社

クロード・レヴィ＝ストロース著・馬渕東一・田島節夫監訳・花崎皋平他訳

1988 『親族の基本構造』番町書房

滋賀秀三

1967 『中国家族法の原理』創文社

蕭紅燕

1996a 「早婚の復活——改革・開放後の四川農村において——」『東洋大学大学院紀要』第33集：201-211

1996b 「四川農村の姻戚関係——調査事例による考察——」『白山社会学研究』第5号：36-48

1996c 「中国四川省東部農村の家族と婚姻——長江上流域豊都県の事例研究——」（学位論文/未刊）

高橋統一・芳賀正明・松本誠一編 1987 『文化人類学ノート』犀書房

趙喜順編

1990 『農民婚姻——四川農村婚姻研究』四川人民出版社

陳明俠著/黒木三郎監修/西村幸次郎他訳

1989 『中国の家族法』（世界の家族法双書）敬文堂

陳鵬

1990 『中国婚姻史稿』中華書局

中生勝美

1992 「親族名称の拡張と地縁関係——華北の世代ランク——」『民族学研究』56

卷 3 号 : 265-281

中根千枝

1977 『家族を中心とした人間関係』講談社学術新書

1987 『社会人類学——アジア諸社会の考察——』東京大学出版会

Hsiao-Tung Fei

1939 The Pleasant Life in China: A Field Study of Country Life in the Yangtze Valley.

費孝通

1997 『江村農民生活及其変遷』中国農民生活叢書 敦煌文芸出版社

M. フリードマン著・田村克己・瀬川昌久訳

1987 『中国の宗族と社会』石川栄吉・大林太良・米山俊直監修 『人類学ゼミナール』弘文堂

山路勝彦

1988 「第 2 章 生活集団」石川栄吉編 『現代文化人類学』弘文堂入門双書 : 89-128
弘文堂